

「監査委員会監査基準」及び「内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準」の改定について（公開草案）

公益社団法人日本監査役協会は、監査法規委員会において、会社法及び法務省令の改正並びにコーポレートガバナンス・コードの適用などを踏まえて、「監査委員会監査基準」及び「内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準」の見直しを進めてまいりました。今般、改定案の取りまとめを終えたため、その草案を公開して、広くご意見を募集いたします。改定案は当協会ホームページ

URL <http://www.kansa.or.jp/news/information/post-331.html>

をご参照のうえ、ダウンロードによって入手くださいますよう、お願いいたします。

監査委員会監査基準の改定について

今回の改定は、先に意見募集を行った改定監査役監査基準の公開草案と同様、昨年来の会社法及び関連法務省令の改正の内容及び本年 3 月 5 日に公表されたコーポレートガバナンス・コード（以下「コード」という。）の内容を反映することが主な目的です。また、今回の機会を捉え、利用される方々の利便性をより一層向上させるべく、改定監査役監査基準においては、各条項の行動規範としての意味合いを分類し、その意味合いに応じた語尾にできるだけ統一するように致しましたが、監査委員会監査基準の改定においても同様に新旧対照表に各レベルの意味合いを冒頭に記載するとともに各条項のレベルを各条項の末尾に記載しております（下記参照）。各条項のレベル分けについては、監査役協会としての見解であり、公的機関の確認を得たものではありません。各社で自社のご事情を勘案して監査委員会監査基準の制定若しくは見直しを行っていただく際に活用いただけたら幸甚に存じます。

LV	事項	語尾
1	法定事項	原則「ねばならない」、「できない」に統一する。 ただし、法令の文言を勘案する場合もある。
2	不遵守があった場合に善管注意義務違反となる蓋然性が相当程度ある事項	原則「ねばならない」に統一する。
3	不遵守が直ちに善管注意義務違反となるわけではないが、不遵守の態様によっては善管注意義務違反を問われることがあり得る事項	原則「する」に統一する（「行う」等を含む）。
4	努力義務事項、望ましい事項、行動規範ではあるが上記 1～3 に該当しない事項（検討・考慮すべきものの具体的な行動指針は示されていない事項等）	状況に応じて文言を選択する。 なお、努力義務事項については、「努める」に統一するほか、行動規範ではあるが上記 1～3 に該当しない事項は、原則「～ものとする」に統一する。
5	権利の確認等上記 1～4 に当てはまらない事項	状況に応じて文言を選択する。

なお、先に意見募集を行った改定監査役監査基準については、お寄せいただいた意見を勘案した調整を行ったうえで確定版を公表しており、今回の監査委員会監査基準の改定に際しても、共通する条項については極力監査役監査基準の改定内容と同様とするように留意いたしました。また、改定監査役監査基準では補足により改定内容について解

説を加えておりますが、監査委員会監査基準のほとんどの改定は監査役監査基準の改定と同趣旨であることから、重複を避けるため改定監査委員会監査基準には補足を設けておりません。解説のご確認をご希望される方は、お手数ながら改定監査役監査基準の補足をご覧くださいようお願いいたします。

主な改定内容は、下記のとおりです。

1. コード原則には、監査委員会が監査を行ううえで勘案することが求められる原則もあり、監査委員会監査基準に反映することが望ましいといえます。その一方で、コードは会社法等の法令とは異なり、法的拘束力を有する規範ではなく、原則の趣旨を理解したうえで、各社の置かれた状況に応じて、実効的なコーポレートガバナンスの実現に取り組むことが期待（「プリンシプルベース・アプローチ」（原則主義））されているもので、各社の事情により補充原則を含む個々の原則を実施しないと判断しても、その事情と対応策を説明（「コンプライ・オア・エクスプレイン」）することにより、最終的な評価は市場に委ねるとの手法を採用しています。したがって、コードにある補充原則を含めた各原則を、行動規範として一律に遵守すべきものとするのは適切ではなく、基準への落とし込み方に工夫を凝らしています。特に改定案第2章、監査委員会の職責と心構えにおいて、コード基本原則2、原則4-4等を踏まえ、その内容を拡充したこと、及び改定案第4章において、コード基本原則4、5を反映し、コードを踏まえた監査委員会の対応、株主等との建設的な対話について規定しています。
2. 会社法及び関連法務省令の改定を受けての主な改定点は次のとおりです。
 - ・業務の適正を確保するための体制について、会社法施行規則において、体制の内容として例示される事項が拡大されたことへの対応。
 - ・その他、支配権の異動を伴う募集株式の発行等における株主への通知に際しての監査委員会の意見表明や多重代表訴訟制度への対応。
3. その他、公用文における用語法を参考に送りがな等字句の修正を行いました。

内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準の改定について

本基準は、内部統制システムの監査を実施するに際しての細部を定めたもので、技術的又は手続的な規定が主であり、今回の改定では会社法及び関連法務省令の改定が反映されています。主な改定点は、次のとおりです。

- ・業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況の概要が事業報告の開示事項となった機会を捉えての条文構成の調整。（第5条~第8条等）
- ・内部統制システムとして、監査費用が追加されたことへの対応。（第18条）

~~~~~

本公開草案にご意見がございましたら、8月20日（木）17時までに電子メールにより文書でご提出いただきますようお願いいたします。また、頂きましたご意見については、直接回答することはないことをあらかじめご了承くださいようお願いいたします。今後、頂きましたご意見を踏まえ、監査法規委員会を中心に再度検討を行い、平成27年10月上旬頃（予定）を目途に、確定版を公表する予定です。

【お問い合わせ先】（公社）日本監査役協会本部事務局 企画部企画課

Tel: 03-5219-6125

E-mail: [goiken@kansa.or.jp](mailto:goiken@kansa.or.jp)